○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県可児郡御嵩町御嵩字南山二一九二の二一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市東野字白坂一八七三の三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市長島町久須見字銭神一〇〇八、一〇一〇の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市東野字保古山二三九〇の一一、二三九〇の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市上矢作町字奥達原一一七一の三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年一月八日農林水産省告示第二十二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年九月十六日から同月二十三日までの毎日午前九時から午後五時五十五分までの間に限る。）。

平成二十八年九月八日

国土交通大臣　石井　啓一

和歌山マリーナシティ北東端から北緯三十四度十分四十八秒東経百三十五度十分の地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度三千四百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位百八十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山マリーナシティ西側防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた水域

○環境省告示第八十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

環境大臣　山本　公一

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番二十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番三十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番四十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番四十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番四十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十	山林
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原百十二番五十二	山林